

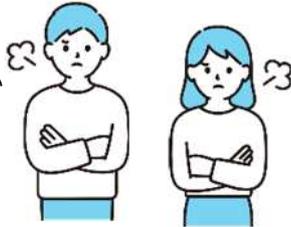
さいたま市 分譲マンションアドバイザー派遣制度

令和6年3月

以下のようなお困りごとには、
分譲マンションアドバイザー（マンション管理士）を派遣します

管理組合の運営・管理規約について

- 総会・理事会が適切に開催されていない
- 管理規約を作りたい又は見直したい



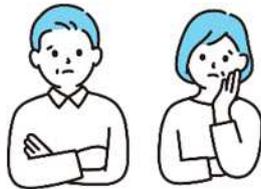
長期修繕計画・大規模修繕工事について

- 長期修繕計画を作りたい又は見直したい
- 大規模修繕工事の実施に向けて修繕積立金を見直したい



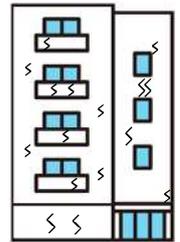
管理計画の認定について

- 管理計画認定の申請の準備をしたい
- 管理計画の認定基準に適合しないところを改善したい



マンションの再生について

- 建替えの合意形成の進め方が分からない
- 敷地売却の合意形成の進め方が分からない



利用者の声

- 今後の修繕計画について、どうやって進めていけば良いのか長期修繕計画書を基に細かく教えて頂けたので、見通しが立ち非常に助かりました。
- 築42年以来自管理を続けてきたが、高齢化・老朽化で運営がなかなか難しくなってきたところ、抱えている課題ごとに丁寧に解決への道筋を示して頂けた。
- 管理規約の改正を行う場合と、現状の管理規約を合理的に解釈し、必要な管理費を算出する方法を例示いただき、理事会ならびに専門委員会での具体的検討を支援して頂いた。

注意事項

- 派遣費用は無料です（会場費・資料作成費用等については申請者の負担になります）
- 同一年度内で派遣できる回数は2回までです
- 分譲マンションアドバイザーの派遣は2月までに実施してください
- 申請書の受付は1月または予算がなくなり次第終了となりますのでご注意ください
- 係争中の事案は本制度の利用対象外となります

お問い合わせ

さいたま市 建設局 建築部 住宅政策課 マンション管理支援係

住所: さいたま市浦和区常盤6-4-4 TEL: 048-829-1518 FAX: 048-829-1982

Mail: jyuutaku-seisaku@city.saitama.lg.jp

詳しい制度概要や
申請書については、
(右記QRコード)
をご覧ください

